

# 資料編

---

- ① 八戸市の位置・面積・気候
- ② 八戸市の人口・世帯数
- ③ 八戸市の産業
- ④ 八戸市環境基本条例
- ⑤ 八戸市環境審議会委員名簿
- ⑥ 用語解説

## ①八戸市の位置・面積・気候



<位置>

○北緯 40 度 30 分

○東経 141 度 30 分

<面積>

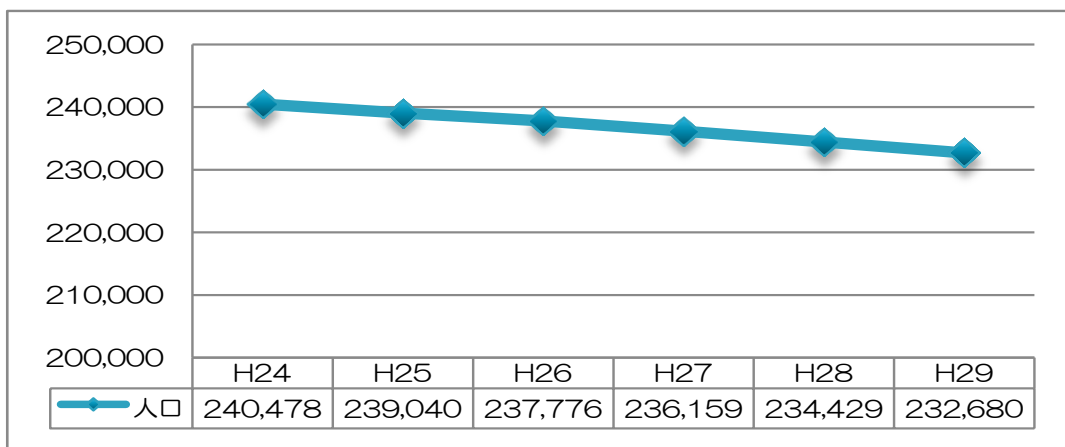
305.40 平方キロメートル

<気候>

東北地方の北部にありながら、太平洋側に位置しているため、冬は雪が少なく、日照時間が長いという特徴がある。また、春から夏にかけての冷涼な偏東風（やませ）が吹くことも当地方の特徴である。

## ②八戸市の人口・世帯数

<人口（単位：人）の推移>

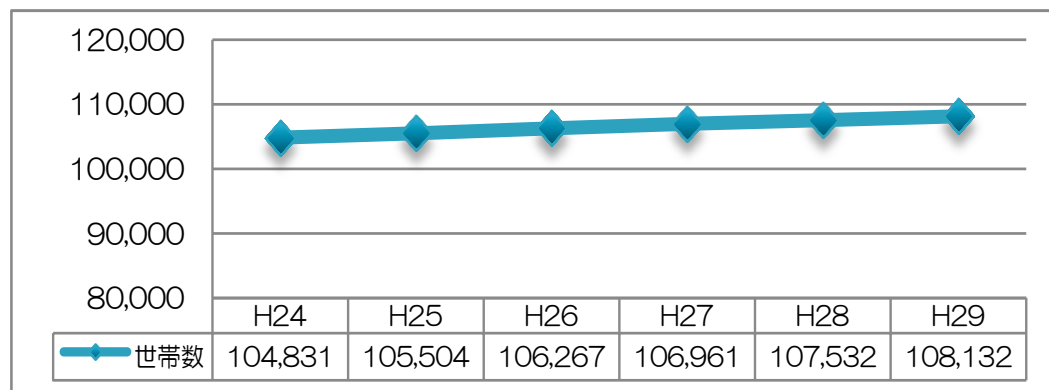


人口推計値

H32 : 221,796 人    H37 : 214,062 人

「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」より

<世帯数（単位：世帯）の推移>



※人口及び世帯数は、各年9月末日時点の数値

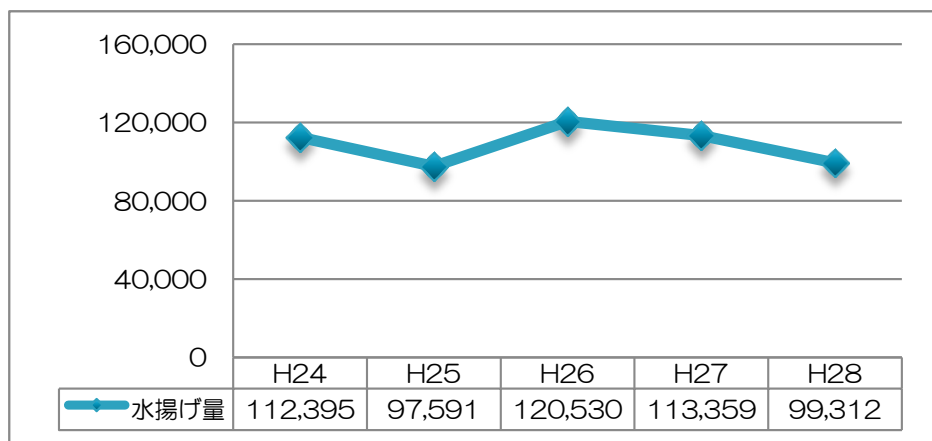
### ③八戸市の産業

#### 【水産】

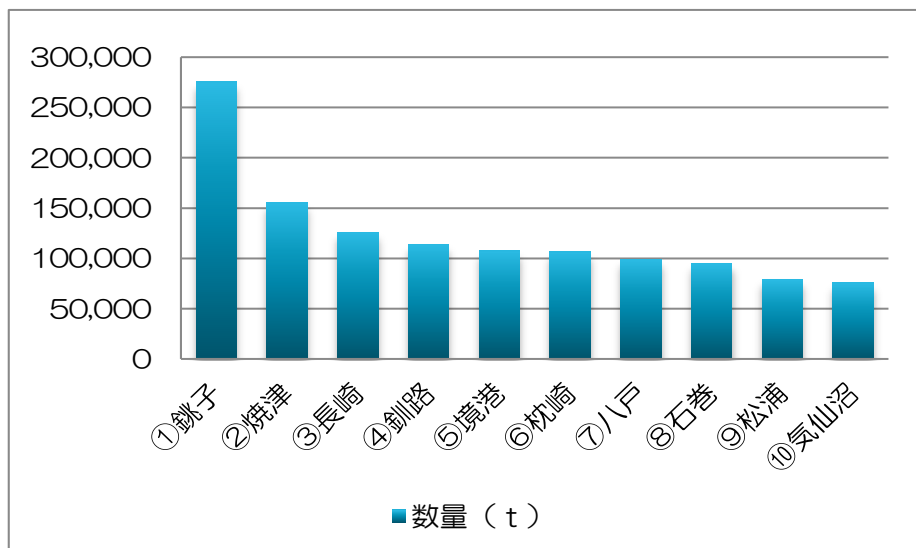
八戸の水産業は、日本一のイカの水揚げ基地である八戸漁港を擁し、加工施設及び冷凍冷蔵施設の充実等を背景に発展を続け、常に全国上位の水準にある。

しかしながら、近年の国際的な漁業規制の強化、日本周辺海域における漁業資源の減少、魚価低迷、就業者の減少や高齢化、燃油価格の高騰や大型クラゲの来襲など、水産業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。

<八戸港の水揚げ数量（単位：t）の推移>



<平成 28 年度 全国水揚げ数量上位 10 港>



## 【工業】

港湾としての八戸港は、昭和に入ると商港としての整備が始まり、昭和 26 年には重要港湾に指定され、昭和 39 年の新産業都市の指定を契機に、臨海部を中心に工業地帯が形成された。

製造品出荷額等は平成 25 年 4,907 億円、平成 26 年 5,015 億円と、5,000 億円前後で推移しており、北東北最大の工業都市として地域経済を牽引している。

＜工業出荷額などの推計（従業者 4 人以上の事業所）＞ (出荷額等単位：百万円)

区 分	平成 25 年			平成 26 年		
	事業所	従業者	出荷額等	事業所	従業者	出荷額等
総数 (A)	347	13,166	490,684	343	13,172	501,558
食料品	109	4,700	92,622	104	4,685	98,279
飲料・飼料	18	343	75,192	18	357	79,023
繊維工業	14	273	1,130	15	257	1,089
木材・木製品	8	100	4,935	9	109	5,030
家具・装備品	8	111	2,018	7	100	1,899
パルプ・紙	8	1,043	79,287	8	1,081	72,834
印刷	19	283	2,943	19	280	2,942
化学工業	8	315	9,258	8	315	9,143
石油・石炭	3	24	2,788	3	23	3,046
プラスチック製品	3	121	5,279	3	117	5,926
ゴム製品	1	5	X	1	5	X
窯業・土石	16	397	17,328	17	417	16,550
鉄鋼	13	1,203	90,500	13	1,216	103,687
非鉄金属	7	824	25,838	8	831	26,033
金属製品	41	794	14,726	41	830	15,464
はん用機械	10	110	1,720	11	117	2,224
生産用機械	19	725	18,866	17	685	16,156
電子部品	9	685	6,886	9	508	7,592
電気機械	7	180	6,441	7	156	6,101
情報通信機械	2	131	X	2	134	X
輸送用機械	15	712	30,622	15	870	26,103
その他	9	87	947	8	79	1,012
県総数 (B)	1,472	55,647	1,520,298	1,449	55,464	1,595,132
A/B (%)	23.6	23.7	32.3	23.7	23.7	31.4

(※)X で秘匿した数値は総数に含まれる。

(※)各年 12 月 31 日現在、工業統計調査結果

## ④八戸市環境基本条例（平成16年12月27日条例第40号）

八戸市は、身近に海、山、川などの豊かな自然を擁し、そこからさまざまな恵みを受けながら、縄文のいにしえより人々の生活が営まれてきたまちである。今もなお、天然の芝生と貴重な海浜植物が自生する種差海岸やウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている蕪島など多くの自然環境が保たれ、それらは、私たち八戸市民に心の安らぎと故郷への誇りを与えてくれるかけがえのない財産である。

しかしながら、近年の効率性と利便性を優先する社会経済活動や生活様式は、人と自然との調和を損ない、資源及びエネルギーの大量消費や廃棄物の大量発生といった問題を生じさせたほか、さらには、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球環境にまで影響を与え、その問題は人類の存続基盤そのものを脅かすほど深刻になってきた。

このような状況においては、これまでの公害の防止をはじめとする地域の環境保全に関する取組のほかに、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人々が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる良好な環境をつくり出し、これを将来の世代に引き継いでいくという環境の保全及び創造に向けた取組が不可欠である。

このような認識の下に、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を分担しながら、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる環境先進都市八戸を共につくりあげていくため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を

確保することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保し、及びこれを将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うとともに、それぞれが公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発

展することができる社会を構築することを旨として行われなければならない。

- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に向けて率先して取り組まなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境への影響を認識し、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念のっとり、次に掲げる事項が実現されるよう総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が市民との触れ合いを確保しながら適正に保全されること。
- (3) 市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことのできる環境が確保されるよう、緑化の推進、良好な景観の形成等快適できれいなまちづくりが推進されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が図られること。
- (5) 地域における環境への負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

### 第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、八戸市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備)

第13条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全及び創造に関する施設の整備を推進するよう努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第14条 市は、生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民と自然との触れ合いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(快適な環境の確保)

第15条 市は、市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保するため、緑化の推進、良好な景観の形成その他必

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に学校教育における環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、前条に定めるもののほか、事業者又は市民が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の事業者又は市民が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の適切な収集及び提供に努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減が図られるよう、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 地球環境の保全の推進

第21条 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(推進体制の整備)

第22条 市は、事業者及び市民と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

### 第4章 環境審議会

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、八戸市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する施策並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公益代表者
- (3) 関係企業体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員

5 前項の委員の定数は、20人以内とする。

6 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 八戸市環境審議会条例(昭和43年八戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「環境の保全」を「八戸市環境基本条例(平成16年八戸市条例第40号)第8条第1項に規定する環境基本計画その他環

境の保全及び創造」に改め、同条第2項中「保全」の次に「及び創造」を加える。

附 則(平成26年6月17日条例第27号)  
(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(八戸市環境審議会条例の廃止)

2 八戸市環境審議会条例(昭和43年八戸市条例第10号)は、廃止する。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

4 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年八戸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)



## ⑤八戸市環境審議会 委員名簿

◎：会長 ○副会長 (50音順、敬称略)

役職名	委員名
国立研究開発法人水産研究・教育機構東北区水産研究所 資源管理部長	岩崎 俊秀
八戸市環境美化協議会 理事	江刺家 一弘
青森県弁護士会 弁護士	小野 晶子
NPO法人循環型社会創造ネットワーク 技術アドバイザー	加藤 正貴
公募	工藤 精一
八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 教授	熊谷 晶子
青森県三八地域県民局環境管理部 部長	齋藤 輝夫
八戸工業高等専門学校 准教授	佐藤 久美子
エコタウンイニシアティブ研究会 大平洋金属株式会社環境事業部 焼却灰溶融課長	杉山 晋
日本野鳥の会青森県支部八戸野鳥の会 会長	高橋 清法
一般社団法人青森県三八支部獣医師会 会員	竹内 正子
公募	對馬 徹
八戸商工会議所 副会頭	寺下 一之
八戸工業大学工学部バイオ環境工学科 教授	◎ 西村 順子
八戸エコ・リサイクル協議会 会長	根城 秀峰
NPO法人青森県環境パートナーシップセンター 青森県地球温暖化防止活動推進員	溝江 康德
八戸市医師会 理事	村井 千尋
八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会 副会長	守田 功
八戸市資源集団回収協同組合 代表理事	○ 渡辺 宏

(※)委員任期：平成28年8月18日～平成30年8月17日（2年間）

(※)平成30年3月（計画の答申）時点の名簿

## ⑥用語解説

### あおりエコタウンプラン

環境省と経済産業省が、平成14年12月25日に共同で承認することとしたプランであり、青森県のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じて、環境リサイクル産業の振興と自然環境の保全・自然再生を目指すもので、対象地域は、八戸市を中心とした県内全域となっている。

### エコアクション21

中小企業などでも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインである。このガイドラインに基づき、取り組みを行う事業者を、審査し、認証・登録する制度をエコアクション21認証・登録制度という。

### エコステージ

環境マネジメントシステムの一つであり、一般社団法人エコステージ協会が定める規格に基づく取り組みを行う事業者を、同協会が認定する評価機関が審査し、認証・登録する制度である。

### エコドライブ

環境に配慮した自動車の使用のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

### カーシェアリング

登録した複数の会員が、特定の自動車を共同使用する有料サービス、システムのこと。自動車の所有・維持費用がかからないうえ、必要に応じて短時間単位で、またレンタカーより低い料金で利用できることが多い。

### 化学的酸素要求量 (COD : Chemical Oxygen Demand)

酸化剤 (過マンガン酸カリウム) を用いて、水中の被酸化性物質を酸化するとき消費される

酸素の量を mg/l で表したものである。有機物のみでなく第一鉄や亜硝酸塩などの無機物も酸化してしまうが、湖沼や海域の水の汚れの度合いを示すものとして使用されている。この数値が大きいほど水中の汚濁物質が多いことを意味する。

### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する能力を持つ浄化槽をいう。

### 環境基準

環境基本法で定める、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準をいう。

### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。

### 観測井

特定の地層の収縮状況や地下水位変動等を調査するために設ける井戸をいう。

### かん養

時間をかけ、ゆっくりよい方向に養い、育てていくこと。「森林の水資源のかん養」とは、森林が水資源を蓄え、育み、守っている働きをいう。

### グリーン経営認証制度

環境マネジメントシステムの一つであり、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が、グリーン経営 (= 環境負荷の少ない事業運営) 推進マニュアルに基づいて一定レベル以上の取り組みを行っている事業者を審査し、認証・登録する制度のこと。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際、価格や品質、利

便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。国では、平成12年5月に「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」（グリーン購入法）を制定し、国等が物品購入の際のグリーン購入の義務化や、地方公共団体、事業者、国民それぞれの努力義務を課している。

## 形質変更

土地の形状や性質の変更をいう。

## 公害防止協定

行政庁や住民等が、工場・事業場と協定を結び、地域の実情に合ったきめ細かな指導や、法令による規制を補完し、これにより公害を防止しようとするものである。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりするなどの被害が発生することもある。

## 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの公共の水域と、この水域に接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の水路のこと。ただし、終末処理場に接続している下水道は除く。

## コージェネレーション

発電と同時に発生する排熱を動力・温熱・冷熱として活用し、総合エネルギー効率を高めるエネルギー供給システムのこと。

## コンポスト

生ごみなどの有機性廃棄物を発酵させて作った堆肥、またはその手法をいう。

## 再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱・水力・風力・バイオマス・地熱など、資源として一度利用しても比較的

短期間に再生し、枯渇しないエネルギーをいう。

## 省エネルギー診断

経済産業省資源エネルギー庁が進める補助事業で、エネルギー管理士が、事業所等の電気やガスなどの使用状況や設備の運転管理状況などを診断し、省エネ改善に向けた技術的なアドバイスも行うもの。

## 水準測量

2地点間の高低差を測定し、これを繰り返すことにより地表起伏の高低を測量する方法をいう。

## スマートムーブ

通勤、通学、買い物、旅行などの日々の移動を、エコドライブ、公共交通機関の利用、徒歩や自転車の利用など、エコで賢い移動方法にするライフスタイルをいう。

## 3R（スリーアール）

Reduce（リデュース・ごみの排出抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再生利用）の頭文字をとった言葉で、循環型社会を形成していくためのキーワードの一つである。

## 生活排水

炊事、洗濯、入浴など日常生活から出される排水を生活雑排水といい、これにし尿と呼ばれるトイレからの排水を加えたものを生活排水という。

## 生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

20℃の条件下で5日間に減少する溶存酸素の量。微生物によって水中の有機物を酸化、分解する際に消費される酸素の量なので、主に河川の水の汚れの度合いを示す方法として用いられる。この数値が大きくなるほど水中の汚濁物質の量が多いことを意味する。

## 生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様

な生物が存在していることを指す。定義は様々なものがあるが、「生物の多様性に関する条約」では、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

## ゼロエミッション

1994年に国連大学によって提唱された概念で、「(廃棄物の)排出がないこと」を意味する。

## 総合静脈物流拠点港 (リサイクルポート)

国土交通省が「循環型社会形成推進基本計画」において、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築に向けた取組みを推進するため、静脈物流(人の血管に例えて、製品系の輸送を動脈物流と表現するのに対し、生産や消費活動で排出されたものの輸送)の拠点として指定した港湾のこと。

## 地球温暖化

地球温暖化とは、人間活動の拡大に伴って温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄)の濃度が増加することにより、地球の表面温度が上昇することをいう。

その結果、海面が上昇することによる陸地の水没、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象が増加するといわれている。また、生態系への影響、水資源の減少、農業・漁業などへの影響も懸念されている。

## 地球環境問題

地球環境とは、人類も含めた生物の生存条件そのものであるといえる。しかし、産業革命を契機とした人類の活動の飛躍的な増大や、人口の爆発的増加に起因する地球環境の変化は、生態系のバランスを崩し、人類の将来にとっても大きな脅威となっている。

地球環境問題とは、このように認識され、取組みがなされている問題のことで、現在のところ次の9つとされている。

①地球の温暖化 ②オゾン層の破壊 ③熱帯

林の減少 ④開発途上国の公害 ⑤酸性雨  
⑥砂漠化 ⑦野生生物種の減少 ⑧海洋汚染  
⑨有害廃棄物の越境移動

## テレメーター

遠隔地から伝送された測定値を計測し、記録する装置。遠隔測定器をいう。

## 特定外来生物

在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある外来生物のうち、「特定外来生物防止法」で指定されたものをいう。

## 農業集落排水処理施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの污水等を処理する施設をいう。

## バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をさす。バイオマスの種類には、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、そして資源作物(エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)がある。

## パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めた協定。2015年12月にパリで開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締結国会議(COP21)」で採択された。日本は2016年11月に批准した。

## 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、吸い込むと肺がんや循環器疾患の原因となると言われている。

## フィッシュミール

魚粉のことをいい、主に家畜の補足飼料とする。

## 不等沈下

地下地質の違いによって、地表面が不均一に沈

下する現象をいう。

### 浮遊粒子状物質 (SPM)

スス、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在するもののうち、粒径 10 $\mu$ m 以下の粒子のこと。呼吸により肺に入りやすいため、呼吸器系の障害を起こす原因物質のひとつと言われている。

### ペレットストーブ

おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した木質ペレットを燃料とするストーブのこと。

### 緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法、または、そのために設置される植物を主体とした構造物をいう。

### モーダルシフト

貨物輸送の方式をトラックから鉄道・海運などへ転換すること。労働力不足・道路渋滞・大気汚染などの深刻化により限界に近づいたトラック中心の貨物輸送を見直し、機動力のあるトラックと安く大量に輸送できる鉄道や海運を組み合わせることによって、輸送の効率化やコストダウン、時間短縮を図るもので、国土交通省が総合物流対策として推進している。

### 揚水設備

地下水などを高所にくみ上げるポンプのこと。

### レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種について、その生息状況を取りまとめた資料をいう。国際的には、国際自然保護連合によって、世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにしたレッドデータブックが刊行されており、国内では、環境庁(当時)が平成3年4月「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を発行し、その後も順次改訂作業を進めている。

青森県でも平成12年3月に「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック—」を作成

しており、その後もランクの見直しや選定種の追加等を行っている。

### レッドリスト

絶滅のおそれのある野生の動植物のリストをいう。レッドデータブックに比べ野生生物の名称とカテゴリー(絶滅、野生絶滅、絶滅危惧ほか)等の最低限の情報が記載されたリストであり、環境省等が刊行している。

### BDF

Bio Diesel Fuel(バイオディーゼルフューエル)の略で、廃食用油を精製して作られる軽油代替燃料のことである。

### COOL CHOICE

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

### ISO14001

ISOは、International Organization for Standardizationの略で、日本語で「国際標準化機構」と呼ばれている。本部はスイスのジュネーブにあり、国際的な規格を作成する民間・非営利団体である。

ISOが作成している規格は、製品に対する仕様を定めた製品規格、試験方法を定めた試験規格、そしてマネジメントシステム規格等合計21,000規格以上に上り、ISO14001は環境マネジメントシステムに関する規格である。

### KES

Kyoto Environmental Management System Standardの頭文字をとった略号で、環境マネジメントシステムの規格の一つである。中小企業を中心に、低コストで取り組みやすい環境マネジメントシステムとして普及している。KESの登録・審査は、特定非営利活動法人KES環境機構が行い、その協働活動組織として青森県では、青森環境機構AESが登録・審査を行っている。

### **L C A (ライフサイクルアセスメント)**

商品の製造、輸送、販売、使用、廃棄、再利用までの各段階における環境負荷を明らかにし、その改善策を利害関係者とともに検討し、評価すること。

### **L E D**

Light Emitting Diode の略で、日本語では発光ダイオードと訳される。電圧をかけた際に発光する半導体素子のことで、電球や蛍光などに比べて消費電力が少なく、長寿命であることが特徴である。

### **Z E H**

Net Zero Energy House の略で、住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量(空調・給湯・照明・換気)の収支をゼロにすることを目指した住宅を指す。